

寒河江市生産調整システム導入
簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

寒河江市生産調整システム導入

2 目的

農家及び農地データ管理の正確性及び安全性の確保と、米需給調整並びに経営所得安定対策に係る業務の効率化を図ることを目的とする。

3 業務概要

別紙「寒河江市生産調整システム導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 予算額等

上限額は、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6 参加資格

簡易公募型プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- （2）寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （3）寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものではないこと。
- （4）その他、当該委託ごとに会長が別に資格を定めるときは、当該資格を有する者。

7 スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和8年9月1日（火）
質問書の提出期限	令和8年9月7日（月）
質問書に対する回答	令和8年9月11日（金）
参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和8年9月24日（木）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施日	令和8年9月28日（月）（予定）
審査結果の公表・通知	令和8年9月下旬
業務委託契約の締結	令和8年9月下旬

8 実施方法

（1）質問書の提出

事業内容や本実施要領等に質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

①提出書類：質問書（様式第4号）

②提出期限：令和8年9月7日（月）午後4時まで

③提出場所：〒991-8601

寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市農業再生協議会（市農林課農業振興係）

電 話：0237-85-1771

メール：nourin@city.sagae.yamagata.jp

④提出方法：電子メール又は郵送（必着）によるものとする。

⑤回答方法：ホームページに掲載する。また、質問の回答内容によっては実施要領の追加又は修正する場合がある。

（2）参加申込書・企画提案書等の提出

以下により、企画提案書及び見積書（内訳書を含む）を提出すること。

①提出書類：簡易公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）（要押印） 1部

企画提案書（様式第6号） 5部

参考見積書（様式第7号）（要押印） 1部

※内訳書を添付すること。

上記のほかにすべての提出書類の電子データ（pdf ファイル形式）を記録した電子媒体を1部提出するものとする。

②提出期限：令和8年9月24日（木）午後5時まで

③提出場所：質問書提出場所と同じ

④提出方法：持参又は郵送（必着）によるものとする。

（3）その他

様式等は市ホームページ「入札情報」からダウンロードすること。

9 審査

(1) 企画提案書の提出

審査委員会は、企画提案について以下の審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案者（受託候補者）1者と次点者1者を決定する。

(2) 審査基準

①事業者の実績	10点
②実施体制	5点
③企画提案内容	70点
（内訳） 正確なデータ管理	20点
安全性の確保	15点
業務の効率化と使いやすさ	20点
サポート体制	15点
④プレゼンテーション	10点
⑤参考見積価格	5点
合 計	100点

(3) 審査結果の通知

審査結果を郵送により通知する。

10 契約

受託候補者と随意契約により契約締結を行う。ただし、辞退することが適当と認められる理由により受託候補者が辞退した場合は、次点者と契約する。

11 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提案者の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に修正を行った場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む）

12 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合、企画提案書等の書面審査による一次審査を行う場合がある。この場合、上位数社を一次審査通過者とし、一次審査通過者を対象としたプレゼンテーション等への通知を行う。一次審査非通過者については別途通知する。

1 3 応募者が1 者又はない場合の取扱い

- (1) 応募の結果、応募者が1 者の場合、審査委員会による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は当該者を受託候補者として決定する。
- (2) 応募者がない場合は審査委員会に諮ったうえで再度募集するものとする。

1 4 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 原則、提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。
- (4) 書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (5) 審査結果等に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (6) 応募者の個人情報の取扱いについては、審査委員会においてのみ利用する。